

## 第20節 林野火災予防計画

第1項 監視体制等の強化

第2項 予防施設等の整備

第3項 林野火災対策用資機材の整備

第4項 消防体制の整備

第5項 防火思想の普及

### 《 基本方針 》

市及び消防機関は、市域における森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性にかんがみ、積極的に予防対策を推進するものとする。

山地部においても宝満山や天拝山を中心にハイキングコースが整備され、多くのハイカーが訪れている。これらの山地の麓には、数多くの集落や住宅団地等があるとともに、宝満山や天拝山周辺では県立自然公園区域に指定されている。そのため、これらを火災から守るため、以下の方針のもとに火災予防施策を推進する。

- (1) 火災危険地区の指定及び関係機関と連携した巡視・監視の強化を検討する。
- (2) 関係機関と協力して、火災対策用施設、火気取扱場所及び設備、火災の早期発見等の体制を整備する。
- (3) 森林組合等による自衛消防体制の組織化、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。
- (4) ハイキングコース沿いの防火看板・標識等の整備をおこない、入山者の防火意識の高揚を図る。

### 《 現況 》

市及び消防機関は、近隣市町と広域火災等の場合を想定して相互消防応援協定を結んでいる。

## 第 1 項 監視体制等の強化

《 計画目標 》

### 1. 市

市域における林野火災発生時の監視、連絡通報等の職務にあたらせるため、森林保全巡視員を配置することを検討し、林野火災の予防を強化する。

#### (1) 森林保全巡視員の配置

林野火災発生危険区域及び森林面積等必要に応じて、森林保全巡視員を配置し、巡視を行う。

#### (2) 森林保全巡視員の職務

森林保全巡視員の職務については、「福岡県森林保全巡視事業実施要領」の定めるところによるが、その概要は次の通りである。

- 1) 林野火災を防止するため入山者等に対して火気の取り扱いを適正に行うよう指導し、森林所有者等が行う森林の火入れについて、森林法第 21 条及び第 22 条を遵守するよう指導するとともに、特に、必要がある場合には、たき火及び火入れの中止を勧告する等、火気の取り扱いについて適正な指導を行うこと。
- 2) 林野火災の早期発見に努め、特に、火災が発生したときには、最寄りの消防署及び警察署に急報する等、被害を最小限に止めるよう適切な措置を講じること。
- 3) 林野火災、その他重大な森林被害を発見し、その旨の報告を受けたときは、直ちに事故発生報告により所轄農林事務所を經由して県知事に報告すること。
- 4) 春期、秋期の火災発生危険期には、重点的に巡視する等火災の未然防止に努めること。
- 5) 防火標識の維持管理に努めること。

#### (3) 緑化推進事業の展開により、森林の保全を図る。

### 2. 消防機関

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

#### (1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防止危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

#### (2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、サイレン等消防信号を活用する他、広報車による巡回広報等を通じ周知徹底を図る。

#### (3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条及び第 22 条に基づく市長の許可については、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整を図る。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

#### (4) 火入れ等の制限

- 1) 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。
- 2) 市長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき期間を限って一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

### 3. 国（福岡営林署）

国有林野事業実施中における失火の防止、一般入山者によるタバコの不始末や焼畑等からの類焼を防止するため、監視を強化する。

## 第2項 予防施設等の整備

《 計画目標 》

### 1. 予防施設等の整備

関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設を整備する。

林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の林野火災予防用設備を重点的に配備する等の検討を行う。

また、11月～3月までの火災多発期間には、予防対策を強化する。

#### (1) 市

- 1) 防火水槽の増強
- 2) 自然水利用施設の増強
- 3) ヘリポート・補給基地の整備

#### (2) 国（福岡営林署）

国有林にかかる防火線並びに林道の整備保全を要請する。

#### (3) 関係機関（管理者等）

- 1) 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備
- 2) 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備

## 第3項 林野火災対策用資機材の整備

《 計画目標 》

### 1. 資機材の整備と備蓄

消防機関は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

#### (1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、小型動力ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

#### (2) 消火薬剤等の備蓄

消火薬剤等の備蓄を推進する。

## 第4項 消防体制の整備

《 計画目標 》

### 1. 消防体制の整備

市及び消防機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。  
また、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

## 第5項 防火思想の普及

《 計画目標 》

消防機関は火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。

### 1. 防火思想の普及

#### (1) 火災予防運動の設定

山火事予防運動実施期間（3月1日～3月7日）を設け、広報紙等を活用し、周知徹底を図る。

#### (2) 啓発活動

予防標識、警報旗等による入山者や林野周辺住民への予防措置の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動の推進により広報活動等で、広く住民の林野火災防止意識の向上に努める。